

令和2年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和2年6月18日(木) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(7名)
 - 1番 鈴木好彦君
 - 2番 上村正朗君
 - 3番 富樫雅男君
 - 4番 稲葉久美子君
 - 5番 鈴木いせ子君
 - 6番 鈴木一之君
 - 7番 長谷川孝君
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員
大滝国吉君 渡辺昌君 川村敏晴君
姫路敏君 菅井晋一君 高田晃君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	長谷部 俊一君
同課収納対策室長	鈴木 涉君(課長補佐)
市民課長	八藤後 茂樹君
環境課長	田中 章穂君
同課生活環境室長	本間 研二君(課長補佐)
同課環境政策室長	細野 弘明君(課長補佐)
保健医療課長	信田 和子君
同課国保室長	佐藤 克也君(課長補佐)
同課健康支援室長	志田 淳一君(課長補佐)
介護高齢課長	小田 正浩君
同課高齢者支援室長	山田 美和子君(課長補佐)
同課介護保険室副参事	近藤 知子君
福祉課長	木村 静子君
こども課長	中村 豊昭君
同課子育て支援室長	平山 祐子君(課長補佐)
- 10 議会事務局職員

局長	小林 政一
書記	菅井 洋子

(午前9時58分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、陳情第3号について陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また議会申合せにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として議事録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(長谷川 孝君)暫時休憩を宣する。

(午前9時58分)

委員長(長谷川 孝君)再開を宣する。

(午前10時27分)

日程第1 議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(税務課長 長谷部俊一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

税務 課長 それでは、議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。改正内容としては主に4点になる。1点目については、固定資産税の特例措置になる。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高の減少という厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の固定資産税に限り償却資産及び事業用家屋に係る課税標準を軽減するものになる。また、厳しい環境の中新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する対象資産に従来の機械設備同等に新たに事業用家屋と構築物を加え、期限を2年間延長する措置も併せて行うものになる。2点目は、軽自動車税の特例措置になる。昨年10月から新たに導入された軽自動車税の環境性能割について、こちらは新たに軽自動車税を取得した際に取得価格に対して課税されるものになるが、この環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置が現在取られている。この臨時的措置を、本来であれば今年の9月30日までということで1年間だったのであるが、こちらを6か月間延長し、令和3年3月31日までとするものになる。次に、3点目であるが、個人住民税に関する特例措置になる。新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等を中止した主催者に対する払戻し請求権、こちらを購入者が放棄した場合に、その放棄した額相当額を寄附したものとみなして個人住民税への寄附金控除を適用するものになる。また、同じく個人住民税であるが、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除、こちらについて適用の期限を1年間延長し、令和16年度分の個人住民税まで延長するものになる。最後4点目になるが、徴収猶予の特例に関する手続に関する規定である。徴収猶予の特例全般については、地方税法の定めにより今回規定されている。申請に際して添付漏れなどの不備があった場合の取り扱い、そういった細かな技術的なものについて条例で規定するものであるので、そちらの規定を改正するものである。なお、徴収猶予

の特例制度については、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難であるという事業者等に対して、無担保、それから延滞金なしという形で最長の1年間徴収を猶予するという制度になる。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第102号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 八藤後茂樹君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長 議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたす。本会議での市長からの説明のとおり、通称デジタル手続法の施行により、個人番号通知カード、皆様のお手元に届いた緑色の紙のカードであるが、こちらのほうが本年5月25日に廃止となった。これに伴い、通知カードの再交付もされなくなったので、手数料条例の通知カードの再交付に関する部分を削除する改正を行うものだ。なお、通知カードの廃止後は、出生等で新たに付番される個人番号の通知については、個人番号通知書により行われることになっている。以上、説明を終わる。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第103号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（こども課長 中村豊昭君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 それでは、議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。本案は、令和2年12月から新たに開所予定であるむらかみ病児保育センターについて指定管理者を指定しようとするものである。団体名は、学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体である。指定期間は、令和2年12月1日から令和7年3月31日までの4年4か月である。学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体は、平成29年7月からあらかわ病児保育センターの指定管理者として施設の管理運営を行っており、利用者からの要望等を取り入れるなど業務実績は良好である。むらかみ病児保育センターにおいても、あらかわ病児保育センターでの業務経験を生かし、さらに効率的な運営が期待できるものと考えている。なお、選定の経過、選定方法、選定理由、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨などについては、指定管理者の指定に係る資料の2Pから4Pに記載されているので、そちらもご参照くださるようお願い申し上げます。以上だ。

(質 疑)

- 上村 正朗 2番、上村である。事前にこども課長さんのほうに幾つか、ちょっとかなり多いのだけれども、質問を出しておいたので、一問一答でお願いいたす。共同事業体ということだけれども、職員の所属はどうなるのだろうか。
- こども課長 職員の所属であるけれども、共同事業体の代表法人である学校法人北斗健勝学園のほうに所属するという事になっている。
- 上村 正朗 分かった。共同事業体作るときの契約で、損害賠償等の責任の所在も契約でうたっているのではないかなと思うけれども、何か事故があって共同事業体が賠償の責任を負うような場合も考えられるのかなと思うのだけれども、その辺の責任の所在というのはどうなるのだろうか。
- こども課長 指定管理者の責めに帰すべき事由による損害の場合は、指定管理者の責になるというふうなことも場合によってはあるが、そうしたことも踏まえて賠償責任保険を共同事業体で契約するという事である。
- 上村 正朗 そうすると、指定管理料等の歳入歳出の処理会計というのは、そうすると学校法人の会計で処理することになるかなと思うのだけれども、社会福祉法人という企業会計みたいな感じで仕事を分かるように独立した会計でやるのだろうか。
- こども課長 事務的には代表法人のほうで行うということであるけれども、内容は分かるように区別して会計を執り行うというふうな事である。
- 上村 正朗 分かるように区別するという事は当たり前だと思うのだけれども、どういうようにやるかということを知っているのだ。分からないように処理なんかしたら大変だと思うので、分かるようになるのは当たり前だと思うのだけれども、社会福祉法人という施設会計みたいに、この事業について個別の会計を作ってそこできちんとやるのか、それとも全体の中でやるのか、どういうやり方をするのかということを知っているわけだ。
- こども課長 特別会計を作ってやるというふうな話は聞いていないが、全体の事業の中で、ただしこの事業の部分ということで区別して会計をやるのだというふうな事でお伺いしている。
- 上村 正朗 では、了解だ。では、むらかみ病児保育センターについてなのだけれども、あまり具体的なことが頂いた資料には書いていないのだけれども、定員と対象年齢というのはどういうふうになっているのだろうか。
- こども課長 定員については6人である。対象年齢については、生後6か月から小学校6年生までを対象といたす。
- 上村 正朗 了解だ。職員の配置基準は、法律等の配置基準は承知しているけれども、このセンターの具体的にはどういう配置基準で運営するのだろうか。
- こども課長 利用児童がおおむね10人につき看護師が1人、それから利用児童おおむね3人につき保育士を1人というふうな基準になっている。
- 上村 正朗 法令上の基準は分かった。結局一人一人だと、その人が具合悪くなって休むとゼロになってしまうわけなので、具体的には1、1というわけにはいかないと思うので、複数の配置というのは当然必要になってくると思うけれども、開設したら具体的にはどういう配置になるのか。看護師が1人、保育士が1人しかいなければ、どちらか事故とか病気になって休んでしまうともう開設できないわけなので、常勤換算とかいろんなやり方で複数配置するのではないかなと思うけれども、その辺はいかがだ

ろうか。

こども課長 常時そちらのほうに必要な人員が配置されるように運営する。個人の事情によって、人が替わるというふうなことは当然あるかもしれないけれども、だから欠員するというような運営というふうにはならないということである。

上村 正朗 だから、欠員にならないようにするというのは当たり前で、そういうことを聞いているわけではなくて、常時看護師1名、保育士1名以上必要だということは、要は看護師も複数、保育士も複数、何かあったときには開設している間、子どもさんがいらっしゃる間はそれは確保しなくてはいけないわけなので、具体的にそういう職員の配置計画を持ってやるのだよね。持ってあるのだよねということだ。

こども課長 その配置計画を持ってやる。

上村 正朗 持ってやる。直営でやるわけではないので、その計画出ているわけか、それは。

こども課長 看護師1人、それから保育士2人、これは常駐する。

上村 正朗 看護師1人だから、休んだらどこから来るのか。

こども課長 事業体のほうでその職員の休勤管理はすることになるので、いつもの看護師の方が休まなければならないような事情があれば、事業体のほうで人員調整をするということである。

上村 正朗 分かった。指定管理料については資料に書いてあるけれども、財源の内訳と支払い時期と、あと当然精算もあるのだろうと思うのだけれども、精算があるとすれば精算の時期をちょっと教えていただければと思う。

こども課長 財源といたしては、子ども・子育て支援交付金というものがあるって、国が3分の1、県が3分の1、残りの3分の1を市が負担するというものである。支払い時期においては、支払い方法については双方が締結する協定で定められているが、あらかわ病児保育センターの例でいうと年3回、7月、10月、1月に支払いをして、年度末に精算を行っている。

上村 正朗 年度末ということは4月になってからと。年度確定してからということだね。

こども課長 そうだ。

上村 正朗 すみません、ではあとかわ病児保育センターを運営しているからというのが共同事業体、指定管理の有力な根拠にもなっているものだから、あらかわ病児保育センターの実績についてもちょっとお聞かせいただきたいと思う。指定管理料として平成30年と令和元年度、2年間なのだけれども、年額とそれぞれの内訳というか、ちょっとそれを教えていただければと思うが。

こども課長 あらかわ病児保育センターの指定管理料であるが、令和元年度については1,375万6,708円、それから平成30年度は1,339万7,155円、いずれも精算後の金額になっている。

上村 正朗 では、今のは精算後だね。指定管理料でも、当然人件費とか光熱水費の内訳を積算して指定管理料というのは決められると思うのだけれども、精算というのは必ずしもそのとおりではないというか、その内訳の中ではいろいろ泳げるのだろうか。それとも、指定管理で積算、人件費これだけだよというのがそれに充てなくてはいけないのだろうか。

こども課長 固定している金額もあるし、変動する金額もある。その中で、変動する金額の部分は精算を入れるものもあるが、精算の対象にならない部分もあるので、その辺は全体でということになる。

上村 正朗 例えば人件費なんかは、積算でこれだけというので出していると思うのだけれども、

精算ではいかがか、そういったちょっと内訳出していただけなかったのも、あれだけども。人件費だ。積算の人件費と実際出した人件費。

こども課長 人件費も、一応精算の対象にはなっている。光熱水費、それから委託料等も精算の対象になっているが、修繕料、こちらについては、この2年とも精算が対象になっていなかった。実績として、精算はプラス・マイナス・ゼロだったということ。

上村 正朗 すみません、聞き方が分かりにくくて申し訳なかった。積算して人件費出したわけだけども、積算どおりに使われているのだからということだ。幾らで積算して、精算額が幾らだったのかということをお聞きしたのだ。

こども課長 令和元年度だと、1,238万1,000円で積算をしているが、精算では1,046万7,000円。平成30年度だと、積算が1,236万1,000円だが、精算で1,038万4,000円となっている。ということは、実際にかかるよりも積算のほうが多かったということだよ。それは、別にいいと思うのだけれども、毎年200万円近く積算のほうが多いわけだよ、2年間。というのは、何年間の指定管理の期間があるわけなので、そこで積算というのはなかなか変えられないと思うのだけれども、毎年200万円ずつ実績のほうが少ないというのは、何か理由があるのか。当初の積算が甘かったのか。何か理由が、どういうふうな理由だと考えていらっしゃるか。

こども課長 人件費であれば、雇う方に必ずしも最初のほうから決まっているわけでもない、その実績で金額が変わってくることもあるだろうし、光熱水費、委託料等については、事業者の自助努力等によって節約もできる部分なのかなということである。実際のところ、光熱水費とか委託料については、10万円とか6万円とかの精算ぐらいになっている。

上村 正朗 光熱水費とか修繕費は、やりくりによって少なくなるというのは分かるけれども、人件費というのは幾らということでハローワークとか通して募集するわけだよ。それが年間200万円少ないということは、積算よりも労働条件低くして、それは言い方悪いけれども、求人を出しているということにはならないのか。

こども課長 積算の時点では、どこで誰がというふうな金額ではないわけであるけれども、実績としてはこうだったということで、悪い環境で働いてもらっているというふうなことではないと私は思っている。

上村 正朗 市民の方が今の議論聞いたらどう思うかということだ、市民の方が。積算では、1,200万円で積算で指定管理料出しているけれども、実際はそれよりも200万円少ない人件費で、2年連続実績は200万円少ないということだろう。それを市民が聞いて納得するかどうかだと思う。おかしいのではないかと思うのが私の感情でもあるし、市民感情でもあると思うけれども、何年間という指定管理の期間の中でそれは仕方がないのかもしれないけれども、指定管理料の積算としてはこれだけの積算しているのだから、もうちょっと職員の労働条件、賃金上げたほうがいいのではないのみたいな話というのはできないのか。

こども課長 具体的には出していない。

上村 正朗 していないというのもあるのだけれども、だから市民感情として私はおかしいと思う。20万円や30万円違うというのはあり得ると思うけれども、毎年200万円積算よりも実績のほうが少ないわけだろう。これ市民に報告したら、市民どう考えるのか。それおかしいのではないの。指定管理の積算を下げるのではなくて、これだけ人件費見ているのだから、そこに近づけていくのが、保育士さんの給料少ない、看護師さんもなかなか大変だと思う。その中で、やはり積算に近づけるような働きかけが

必要なのではないかなというふうに思う。次に行く。職員の配置基準としては、基準は看護師さん、保育士さん1人、1人だと思っけれども、実際の状況はどうなっているだろう。

こども課長 あらかわ病児保育センターの職員配置状況だが、看護師1名、保育士が4人というふうになっている。

上村 正朗 ありがとうございます。感染症とかいろんな病気の子どもの保育をするわけだから、職員の研修というのは非常に大事なことだと思っけれども、職員の研修の例えば実施状況なんかはいかがだろうか。

こども課長 年1回であるけれども、民間のそういう専門事業者がやっている研修に参加しているというふうに聞いている。

上村 正朗 年1回なので、今言った5人が全員参加できるということはないと思っけれども、何人参加されていらっしやるのだろうか。

こども課長 人数まではちょっと確認していない。

上村 正朗 子どもさんの命と健康を守るためなので、やはりスキルアップというか、何かあったら大変なので、恐らくその辺どういう研修に誰が参加しているのか、この5人の方が皆さん関わる可能性があるわけだから、1年1遍だなんていうことになると5年かかってしまう可能性もあるので、その辺目配りをお願いしたいと思っ。あと、開設からの職員の入れ替わりというのは、今看護師さん1人、保育士さん4人ということだけれども、この方たちは開設からずっと継続して勤務されている方だろうか。

こども課長 何人かの方は途中で替わられていらっしやるけれども、その理由としては、体調が不良だということとか、自宅で介護が必要になったとか、そもそも一時的に入った人だったとかというふうなことで、辞められた方はいらっしやる。

上村 正朗 私の質問では、開設から職員の入れ替わりの有無。有の場合はある、状況ということなのだけれども、今看護師さん含めて5人職員がいて、当初からいらっしやる方は何人なのか。

こども課長 具体的に看護師さんだと、途中で3人いたうち今1人残っていて、お二人が替わられていると。保育士さんは現在4人、経過の中で3人ほど替わられているというふうなことだ。

上村 正朗 ということは、もう平成29年開設だから、3年でほとんど替わっているということだよな。それは、いろんな意味でやむを得ないのかもしれないけれども、恐らく普通の一般の認可保育園でほとんどの人が・・・ほとんどと言っても1人ぐらいは残っているのだと思っけれども、ほとんどの職員が入れ替わるということは、あまりあり得ないのかなと思っるので、その辺ちょっと心配だなという気がする。あと、最後の質問になるけれども、行政、県とか市、私の県職員時代10年ぐらい保育園の監査というのはやっていたけれども、こういう病児保育なんかの監査というのはどこがやることになっているのだろうか。

こども課長 一応仕様書上では、市は必要に応じて実施等のモニタリングとか検査とかを行うというふうになっていて、実際のところ年2回ほど連携協議での事業報告、それから適宜の施設巡回などを実施して、運営について確認はさせていただいている。

上村 正朗 県とかが監査に来るわけではないのか。院内保育園、私も監査に行った覚えはあるけれども、市が。

こども課長 県のほうでは特にそういう監査は来ない。

上村 正朗 すみません、年2回の巡回で、何か監査調書というか項目、ばつとチェック項目があるような監査調書みたいなものを使ってかなり綿密に、1年に1遍でも監査というか、指導とかするものだろうか。

こども課長 細かく記録を残しているようなものではないのだが、巡回して見て回って気づいたところを指摘しているというふうなことになっている。

上村 正朗 質疑の時間なので、意見みたいな話にもなるけれども、やはり病気の子どもさんを預かっている、非常に大事な命と健康を預かっていると思うのだけれども、そのときの監査の内容どうなのだろうか。果たして十分なのか。ある程度施設の状況であるとか、私どもで言えば県時代で言えば消火器がちゃんとあるかどうか、職員の配置基準とか保育計画がどうだとか保育の記録だとか、そういうのも半日ぐらいかけて詳細に見てくるわけだけれども、そういう何か指導になっているのだろうか。

こども課長 そういう事務的な部分の指導ではないのだけれども、実態を確認していくというふうなことだ。

上村 正朗 事務的な指導ではなくて、保育計画を見たり保育記録を読むというのは、事務的な指導ではない。ちゃんと子どもたちのために保育ができていくかどうか、保育の実際を見るわけだ。それが監査だと思うので、保育記録を読んだり、保育計画を見るというのは別に事務的な、誰でもできる監査ではないと思うので、その辺のやはり充実というか、ほかの、朝日も含めてその辺の監査体制というか、指導体制がどうなっているのか、ちょっとまた注目したいと思うけれども、取りあえず質問としては以上だ。ありがとうございました。

鈴木 好彦 大分待っていたのだけれども、ちょっと忘れかけたところがあるのだが、施設としてめったにないスタートの時期を迎えるわけだけれども、それに関してのちょっと確認なのだが、まず指定管理者は、資格としては12月1日から指定管理者になると。そうすると、施設は12月1日からオープンとなるわけだけれども、ここを利用する方への募集と言うとおかしな話なのだけれども、周知というか、それはどちらでやられるものなのか。

こども課長 施設の利用等の周知、PR等については、市こども課のほうを担当して、ホームページとか市報とか、そういった形を使って現在のものもやっているし、今後のものもやっていく。

鈴木 好彦 今現在利用に対する希望というのは届いているものなのだろうか。

こども課長 やはり病児の保育の利用は需要が大きくなっているし、現実荒川の病児保育センターにおいても定員があるので、その日受けられずに申し訳ないけれどもというふうな場合もあったりするので、需要はあるものと思っている。

鈴木 好彦 12月1日オープンだが、12月1日からもう既に受け入れられる形で進めているという理解でいいか。

こども課長 そういう形で進めている。

鈴木 一之 指定管理に当たって、以前もあらかわ病児保育センターの実績というかその中でも、例えばそこで利用者がこの辺はどうだろうとか、この辺はどうなのかとかいう要望というか、その使い方によってやはり共働きの中で子どもさん預けるという方が多いかと思うのだが、利便性というか、そういうこの点ははどうだろうというような具体的なそういう意見とか要望とか、それがあって移行するのだと思うのだが、そのあたりはお聞きしていることとか何かあるだろうか。

こども課長 荒川の病児保育センターについて、今運営しているのかそこのので、この利用者と

いうふうなこととは別にという意味であるか。村上の病児保育センターへの要望ということか。

鈴木 一之 今実績というか、あらかわ病児保育センターでやはりそこに利用されている方々がいて、それを念頭に置いて改善すべき点は改善しながら移行して、この点はこうだというような新たなそういうことで、次のむらかみ病児保育センターのほうにその旨を受けて改善するべきところは改善するとか、そういうような考え方の中で行っておられるのかということだ。願います。

こども課長 荒川の病児保育センターで今現在やっていると同様の形で、まずはむらかみ病児保育センターもスタートさせるというような計画である。また、その要望等があったら、どこかだけということではなくて、全体の中でどちらも可能なものはそういうふうに行っていかなければならないと思うし、難しいものはどちらでも難しいのかなというようなことで、両方併せて同じ形で進めていくということである。

鈴木 一之 そういう点も含めて、やはり大事な子どもさんの生命にも関わることであるし、またその中でもハンディキャップを持った障がいの方もそこで利用されるということであれば、おのずと介助の職員の方もその中にやっぱり入れていただくとか、改善策はあると思うので、その点を踏まえてぜひともそういう要望等々も含めながら、利用される人の利便性を最優先にさせていただいて行っていただければと思うが。

こども課長 ご要望をお聞きしながら、可能なもの、解決できるものについては対応していきたいと思っている。

【討 論】

上村 正朗 2番、上村だ。公の施設に係る指定管理者の指定について、むらかみ病児保育センターの指定管理については賛成というか、これに反対するわけではないけれども、注文としては、やはり先ほどの積算の人員と実績の額の200万円、毎年毎年200万円実績のほうが少ないと。だから、市民に対してどういうふうに、積算なのだからそれは仮の根拠なのだよということで市民が納得するのか納得しないのかも含めて、その辺ご検討いただければと思う。それと、それに関連づけて言うわけではないけれども、やはり職員の入れ替わりがあまりにも激し過ぎるのではないかと。数年のうちに恐らく、もしかしたら全員入れ替わってしまう可能性もあるわけなので、非常に専門的で子どもの生命と健康を守る立場からすると、やはり安定的に少しでも長く仕事を続けていっていただきたいのに、もう二、三年でほとんどの人が替わっているというのは、何か改善の余地があるのではないかなと。それと、職員研修についても、1人というのはやっぱり研修の体制どうなのかなと思う。なので、そういうことも含めてやはり市の監査というのか、十分な指導というのか分からないけれども、何回も言うけれども、大事な子どもさんをお預かりしているわけだから、市としてきちんとそういうところは担保されているのだよということをやったり市民から、それから議員から問われたときにきちんと説明できるような監査体制とか指導体制きちんとしておかないと、ちょっとその辺不安だなと思う。結論としては指定管理は賛成、了解ということだ。以上だ。

以上で討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第104号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算規模を76億5,430万円にしようとするものである。歳入のほうだが、7、8Pを御覧ください。9款繰越金、1項1目繰越金の前年度繰越金であるが、30万円を追加いたします。次に、歳出のほうであるが、9、10Pを御覧ください。6款の諸支出金、1項3目償還金の国庫支出金等返還金30万円の追加であるが、令和元年度事業費確定による返還金になる。内容としては、令和元年度に交付を受けた40歳から64歳まで第2号被保険者の医療保険加入の介護保険料について、令和元年度地域支援事業費の確定に伴い社会保険診療報酬支払基金への交付金の返還を行うものである。説明は以上である。よろしく願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第106号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

長谷川委員長 以上で本委員会に付託された議案の審査等などについては全て終了した。これから議案審査等についての委員長報告書作成は委員長に一任させていただきたいと思うが、これにご異議ないだろうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

長谷川委員長 ご異議ないので、委員長報告書の作成は委員長に一任された。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

（午前11時10分）